

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

自 平成24年4月1日
計画期間
至 平成34年3月31日

(平成25年2月変更)

和 歌 山 県

紀北森林計画区

(1) 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

区 分		面 積	備 考
総 数		6 2, 7 8 3	△ 2 8 ha 現況が森林以外となったため
市町村別内訳	和歌山市	5, 7 2 9	△ 2 4 ha 現況が森林以外となったため
	橋本市	7, 4 9 0	△ 1 ha 現況が森林以外となったため
	紀美野町	9, 6 1 6	△ 3 ha 現況が森林以外となったため

その他の市町については、平成23年12月26日公表の地域森林計画のとおり

(注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する

区域内の民有林とする。

2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

3. 森林計画図は和歌山県庁及び海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

(2) 「第6-5 (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

指定／ 解除	種 類	森 林 の 種 類		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域	前半5カ年 の計画面積			
解 除	土砂流出防備	紀美野町		3	(0) 1	指定理由が消滅したため	
(-) "	(-) "	(-) かつらぎ町		(-) 5	(-) 3	指定理由が消滅したため	
計				(17) 22	(8) 12		
(-) 解 除	(-) 魚 つ き	(-) 海南市		(-) 1	(-) 1	指定理由が消滅したため	
計				(-) 1	(-) 1		
合 計				(20) 26	(8) 13		

() 内は変更前、裸書は変更後



